

---

# 日本の法曹教育の現状と問題点

---

法科大学院教授 日高 義博

- I はじめに
- II 日本における法曹教育の推移
- III 司法制度改革と法科大学院構想
- IV 法科大学院における法曹養成教育の現状と問題点
- V 法科大学院の抜本的改革と今後の法曹教育の展望

## I はじめに

日本において、法曹教育に特化した専門職大学院である「法科大学院」が設置されたのは、2004年4月であった。新たな法曹養成教育システムがスタートしてから、すでに10年の歳月が過ぎたが、順調な進展を遂げているわけではなく、むしろ多くの問題を抱えながら推移してきている。当初の制度設計と比較すると、法科大学院を取り巻く環境は大きく変化し、「法科大学院離れ」という言葉が出るほど志願者数が激減しており、かつ法曹実務の受け皿も予測と異なり伸びを示すものとはなっていない。法曹養成教育制度としての節目である10年を過ぎた現在、「プロセスとしての教育」という基本的視座を維持しつつ、抜本的かつ総合的な改善策が講じられようとしている。

本稿では、日本における法曹教育の推移を概観したうえで、法科大学院による法曹養成教育の現状と問題点を述べ、最後に、私見ではあるが今後の展望を考えてみたい。私は、法科大学院制度がスタートする前のいわゆる「旧司法試験」の司法試験考査委員を約9年務め、専修大学法科大学院の開設に参画し、現在も法科大学院において刑法を講義している。そのため、外部から法科大学院のあり方を捉えていないとの批判もあると思われる。本稿は、現場からの一つの視点として理解していただければ幸いである。

## Ⅱ 日本における法曹教育の推移

(1) 法学教育と法曹教育は、本来、連結されるべきものである。法学は、ヨーロッパの中世の学問体系において、その一角を占めていた。神学、医学、法学、哲学の4つが中世の学問体系であり、後発の哲学を除き、いずれも神父、医師、法律家というように職業と密接な関係を有していた。したがって、法学教育の場合、いかなる法体系を基にして、どのような法律家を養成するのかという視点が、本来、不可欠である。

(2) わが国の場合、近代法が導入されたのは、明治維新後である。当初は、フランス法を継受したが、法典論争の後、わが国の法体系はドイツ法を継受する方向に舵を切った。いずれにしろ、成文法主義を採ったのである。そのため、法学教育においても、実定法の体系的理解と法解釈による法的思考力の修得に比重が置かれた。この段階では、法学教育と法曹教育とを区別するという意識はなかったと思われる。明治維新後、近代法の導入により実定法の整備が行われた。いわゆる「六法」といわれる法律の基幹法がドイツ法系の法典に整備されるまで約40年の歳月を要した。その間、5大法律学校（今日の専修大学、明治大学、法政大学、早稲田大学、中央大学）や帝国大学などにおいて行われていた法学教育を土台として、代言人試験、判事登用試験などによって法曹実務家が育成された。基幹法をはじめ諸法典が近代法に整備されることと平行して、法学教育を行う高等教育機関も専門学校令による専門学校・大学、大学令による旧制大学へと変化して行った。法典が整備された後は、法曹実務家の登用は、高等文官試験に集約され、1945年まで高等文官試験司法科試験に合格した者が法曹を担ったのである。

(3) これに対して、戦後の法状況は大きく変化した。英米法とくにアメリカ法の影響を受けるようになった。判例法主義の下で培われた考え方が導入されはじめたのである。刑事法の分野で言えば、実体法である刑法は依然としてドイツ法系であるが、手続法である刑事訴訟法はドイツ法系からアメリカ法系に移行した。刑事訴訟法では、訴因制度が導入され、職権主義から当事者主義への転換がなされるなど、新たな訴訟構造が採られたのである。さらに、法学部の法学教育においても、「法的素養」(legal mind)を身に付けさせることに比重が置かれるようになった。大学教育に教養教育が取り込まれるとともに、判例法の国であるアメリカにおける法学教育のあり方がさまざまな面において影響を及ぼした。

その反面、法学教育と成文法主義の下で培われた法曹教育との連結性が希薄にな

り、法学部の一部の学生だけが司法試験を受験するという形になり、しかも大学の授業が法曹教育に比重を置くものではないことから、法曹を目指す者は、大学の授業とは別に長期間の受験勉強をしなければならなかった。ここでの司法試験は、いわゆる「点による選抜」として機能せざるをえなかったのである。

これに対して、ドイツの法学部での法学教育は、現在でも、法曹教育との連結性を有している。法学部における法学教育は、裁判官資格（Volljurist）を取得するための法曹教育として位置づけられている。法学部に卒業はなく、1回目の国家試験（Referendarexamen）に合格しない限り、法学部に在学した意味はないのである。私は、1980年にドイツのトリエーア大学に客員教授として留学したが、留学中に、刑事法科目においてどのような授業が行われているのかを見聞し、司法試験の口述試験も参観する機会があった。その時に、日本の法学部の法学教育が法曹教育とはほど遠いものになっていることを実感した。<sup>(2)</sup>ドイツ法を継受しながら、戦後、法学教育の比重を法的素養を身に付けさせることに置いたことが、法曹教育との連結性を希薄にしたのである。そのため、法曹を目指して勉学している者を「点による選抜」としての司法試験によって選抜し、法曹教育への道を開くということになったのである。

(4) もちろん、法学部の法学教育によって学生に法的素養を身に付けさせるという狙いは、法曹以外の分野においても、社会に有為な人材を多数輩出するという成果をもたらしている。複雑化する社会において、法的素養を身に付けた人材を輩出することは、法学部の法学教育の任務でもある。しかし、法学部の法学教育に法曹養成教育を盛り込むことは、従来、難しいという認識があった。そこで、法曹養成に特化した教育機関を設置するという考えが検討されたが、その際、法学部における法学教育と法科大学院の法曹養成教育との関係をどう整理するのが課題となった。最終的には、法学部の法学教育を法曹教育とは切り離し、法学部を存続したまま、法曹養成教育に特化した法科大学院を立ち上げるというものであった。<sup>(3)</sup>いわば日本型のロースクールがスタートしたのである。法学教育と法曹教育との連結性をどう調整するのかという問題は、法科大学院の抜本的な見直しが必要な現在においては、なお検討を要する課題であると言えよう。

### Ⅲ 司法制度改革と法科大学院構想

(1) 司法制度改革の検討が始まったのは1999年である。2001年には司法制度改革推進法が制定され、裁判制度の改革をはじめ、国民の司法参加の観点から裁判

員制度の導入，司法制度の人的基盤の整備という観点から法科大学院の設置および新司法試験の実施など諸々の改革が行われた。法科大学院がスタートしたのは、2004年4月であり、新司法試験は2006年度から開始された。2006年から2011年までは、移行期間として、旧司法試験と新司法試験とが併存していた。2012年からは、新司法試験のみが実施されている。

(2) 法科大学院構想の背景としては、司法試験の合格者を増やして、法曹人口を増加させる必要があるという認識があった。裁判官、検察官の数が不足していること、弁護士不在の地域があること、グローバル化に伴い渉外事件を担当する弁護士や社内弁護士が不足していること、訴訟社会に移行する中で弁護士の絶対数が不足していることなど、様々な要因から法曹人口の増加が望まれたのである。そのためには、法科大学院による法曹養成教育が必要だと考えられたのである。このことは、法曹三者の合意するところでもあった。

法科大学院の構想に際しては、法学部を解体し、アメリカ型のロースクールを導入すべきだとの意見も出された。しかし、結論は、日本型のロースクールを設置することになった。法学部の法学教育は、法曹教育という点では中途半端ではあるが、法的素養を身に付けた人材を社会の様々な分野に送り出しており、法学部教育の機能を止めるということになると、社会基盤の脆弱化を招きかねないのである。

また、日本の法制度は、ヨーロッパ法とくにドイツ法の影響を受けながら法体系を日本的に変容してきている。物事を体系的に考え、論理的一貫性を重視する体系的思考は、法に携わる者に染み込んでいる。法律学の勉強は、ブロックを一つずつ積み上げていく作業のようなものと言われるのは、体系的思考が比重を占めているからである。法律を駆使する法曹を育成するには、段階的な勉強が必要だという認識に変わりはない。

(3) このような状況から、法学部の法学教育を残しながら、法曹養成教育に特化した法科大学院を立ち上げるという選択がなされた。そして、「プロセスとしての教育」を理念として法科大学院を設置し、従来の司法修習の前期修習も取り込んだ法曹養成教育を行い、法科大学院修了者に司法試験受験資格を付与するものとしたのである。法科大学院においては、法学教育を受けた既修者の修了年限は2年とし、法学教育を受けていない未修者の修了年限は3年とした。未修者については、法学部以外の学生、社会人等も受け入れ、法曹の幅を広げることが企図された。さらに、経済的な理由などにより法科大学院に進学することが困難な者に対し、法曹への道を開くため予備試験が設けられた。旧司法試験において、一次試験からの受

験の道を開いたのと同様な機能が期待されたのである。しかし、この予備試験は、今日では、法科大学院制度を歪めるものとして、大きな問題になっている。

司法試験については、口述試験が廃止された。また、受験回数にも制限が設けられ、5年以内に3回までとされた<sup>(4)</sup>。合格者数については、年間3,000人達成を目指し、2018年ころまでには、実働法曹人口を50,000人規模にすることが計画された。旧司法試験では、1999年に合格者数が1,000人となり、2005年（旧司法試験単独実施の最終年）には1,400人台に至った。法科大学院が構想された時点では3倍、旧司法試験単独実施の最終段階と比較しても2倍の合格者数が構想されたのである。一方、司法修習については、1年間に短縮された。

#### Ⅳ 法科大学院における法曹養成教育の現状と問題点

(1) 法科大学院は2004年4月にスタートしたが、開校数は、数年後には74校に達した。志願者数は、2004年度の72,800人をピークとし、2005年度には41,756人となり、2012年度には18,446人に減少し、2015年度には1万人台を割り込み、9,255人になった。

また、入学者数についても、ピーク時の2006年度には5,784人であったのが、2014年度は2,272人にまで減少している。法科大学院数も、2015年4月の時点では、25校が廃止になっており、法曹養成教育を続行している法科大学院は49校になっている<sup>(5)</sup>。法科大学院全体の総入学定員は、ピーク時の5,825人から徐々に減少し、2014年度の定員数は3,809人であった。この減少傾向は、なお続くと推測される。

(2) この「法科大学院離れ」に至った要因としては、次のようなことが考えられる。第1の要因は、当初の合格者数および合格率が依然としてその目標値とかけ離れていることである。司法試験の年間合格者数3,000人という目標値は、当初から今日まで達成されていない。近年の平均合格者数は2,000人程度であり、合格率も当初の目標値である7割から8割という数値とはかけ離れている。法科大学院を修了しても司法試験の壁は依然として高く、かつ法科大学院入学から司法試験合格までの経済的負担も、決して軽くはないのである。なお、2014年度の司法試験受験者数（予備試験合格者の受験者数を除く）は7,771人であり、合格者数は1,647人であった。

第2の要因は、司法修習生に支給されていた給費が2011年11月の司法修習から打ち切られたことである。法曹一元を実現するためには、司法修習は国の歳費によって実施されるべきものであり、司法修習生についても給費を支給して修習に専念さ



せる必要がある。この点を考慮することなく、司法修習を給費制から貸与制に変更したことは、法曹を目指す者にとって経済的負担増であるだけでなく、法曹一元という観点から法曹養成システムが構築されているという魅力を喪失させるものである。

第3の要因は、法曹人口を増やすという指針のもとに法科大学院がスタートしたものの、法曹実務家を受け入れる場が依然として少ないと言う点である。新司法試験が実施された平成18年から平成26年までの新司法試験合格者の総計は、約17,000人であるが、法テラス、ひまわり公設法律事務所などによって地方で活動する弁護士の間が設けられたものの、法律事務所や会社等の法務部における弁護士数に大きな変動はないのである。従来言われていたイソ弁という言葉はもはや貴重な存在であり、ノキ弁あるいはチョコ弁という言葉さえ生まれたのである。新米の弁護士が法律事務所に入って、経験を積んだ弁護士に指導されて成長し、独立して法律事務所を開業するという弁護士養成の循環に吸収しえない新米弁護士の出現は、当初の予想を越えるものである。このことは、弁護士自治を掲げる弁護士会にあっても、重大な事態である。法曹人口の増加を図るのであれば、法曹三者が協力し、法曹実務家の活動の場を拡張する施策を積極的に講じる必要がある。現状では法曹人口増加に反対する方向にベクトルが転じてしまっている。この点は、法曹養成の制度設計としては理に合わない転換であると言わざるをえない。

第4の要因は、法学部の法学教育と法曹教育との連結性を希薄化したことにある。法学部の法学教育を切り離した形で、法科大学院の法曹養成教育が構築されたことから、法学部の法学教育から法曹教育の要素を払拭すべきだと考えられたが、このことは、むしろ不自然な法曹養成システムの制度設計であったと思われる。法学部の法学教育は、むしろ法曹教育の土台となるべきものであり、法曹養成教育との連結点を持つべきものとする。現在、予備試験の受験生の増加は、法曹養成教育のねじれ現象となっている。その要因の一旦は、法学教育との連結を遮断したことにもあるように思われる。

第5の要因は、予備試験経由の合格者が年々増加し、予備試験は、当初の狙いとは別なものになっている点である。2014年度の予備試験の志願者数は12,622人（2015年度は12,543人）であり、口述試験まで合格した者は356人である。予備試験を通過した後、司法試験を受験した者は244人（2015年度は301人）であり、そのうち最終合格者は163人（2015年度は186人）であった。法科大学院の法曹養成教育を受けることなく、司法試験に合格する者は極例外だとは言えない状況にある。

## V 法科大学院の抜本的改革と今後の法曹教育の展望

(1) 日本の法科大学院が現在抱えている問題点は、開設時に設定された合格者数3,000人および合格率7, 8割という目標値を達成しておらず、年間の合格者数の平均値が2,000人程度に止まっており、かつ法科大学院全体の規模が適正なものになっていないことにある。志願者数が激減し、合格率が低迷していることから、「法科大学院離れ」が生じている。法科大学院全体の教育の質および「プロセスとしての教育」のあり方を抜本的に見直すべき時期に来ているのである。

(2) 中央教育審議会（中教審と略称）の「大学分科会法科大学院特別委員会」は、2014年10月に、「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」を出した。そこでは、①組織的な見直しを推進する上で、日本において将来的に見込まれる法曹需要を基にして、司法試験の累積合格率7, 8割を目指せるような定員規模を検討すべきであるとし、当面、全体の入学定員を3,000人からさらに削減すべきとする。②教育の質の向上については、法科大学院における「プロセス教育の確立」を目指すべきとして、共通達成度確認試験を導入し、司法試験問題等の活用や若手実務家の協力を通じて、法曹としての不可欠な基本的知識・理解の修得を徹底させるべきだとする。③すぐれた資質を有する志願者の確保については、学生のニーズにきめ細かに対応する取組みと併せて、積極的な広報活動に務めるべきだとしている。④予備試験については、制度改正を含めた抜本の見直しを速やかに進めるべきだとしている。

(3) この中教審の答申を受けて、文部科学省は、2014年11月に、「文部科学省における法科大学院の強化と法曹養成の安定化に向けた抜本的改革の推進」および「抜本的改革に向けた工程表」を示した。①入学定員については、2015年度に3,175人（ピーク時の半減）まで削減し（2014年6月に見込み確認）、2016年以後もさらに削減を目指す。数値目標については、2015年7月までに法曹人口調査の結果に基づいて策定するとしている。最終的には、累積合格率7, 8割を目指せるような規模を目指すとしている。②法科大学院における「プロセス教育の確立」については、司法試験問題等の活用を促進すること（2014年7月通知）、法学未修者について法律基本科目の単位数の増加、年次配当の拡大を実施すること（同年8月通知）、法科大学院を修了した若手実務家を活用した学生指導を充実すること（2015年以降）、共通到達度確認試験を導入（2014年度から試行着手）するとしている。③優秀な学生に対する積極的な対応としては、質の確保を前提に、学部3年と法科大学

院既修2年を連結させた5年一貫の「優秀者早期終了コース」を確立するとして、10校程度で100人程度を目指し2015年度以降順次拡大する考えも示している。なお、予備試験制度のあり方については、法曹養成制度改革顧問会議等における検討を経て、2105年夏には政府決定がなされる予定である。抜本改革に向けたこれら諸策は、2017年度には終了する予定になっている。

(4) 文部科学省が示した法科大学院の抜本的改革は、3、4年後の法科大学院の新たな姿を描き出したものである。問題は、あるべき法曹人口総数をどのように策定し、そこから法科大学院全体の定員数をどの程度の規模にするかである。さらに、法科大学院の開校数をどの程度に絞るのかも問題である。今回の抜本的改革においても、法曹養成教育においては、「プロセスとしての教育」を理念として維持することが明確にされている。この点は、評価すべきことである。問題は、法曹教育に関わる機関が法曹養成のために共通認識をもち、あるべき法曹像を共有するかという点にある。

法科大学院の入口は文部科学省の管轄であり、法曹養成教育機関は国立・公立・私立の法科大学院によって構成されており、出口である司法試験の管轄は法務省であり、司法修習の管轄は最高裁判所である。これらの諸機関において法曹養成教育のレベルと質についての共通認識なくしては、抜本的改革は成功裏に収束しない。さらに、法曹養成教育の基礎教育は、法学部の法学教育によって担保されてきたことを、改めて認識する必要がある。

(5) 法曹を養成する場合、法曹として必要な法律知識の蓄積と事案解決のための法的思考力を修得させることが必要であり、さらに法曹人としての職業倫理と人を説得するための人間性の涵養が重要である。そのためには、時間をかけて段階的に教育することが必要であり、短期間で養成しうるものではない。しかも、法曹には多様な人材が必要である。この法曹教育の原点を見失うべきではない。単に数量の観点から法科大学院の定員数や司法試験の合格者数を試算するだけでは、抜本的改革としては不十分である。多様な法曹人の育成という観点からすると、法学教育に伝統を有する私学のさらなる奮闘が期待されると考える。

## 注

- (1) 本稿は、2015年4月11日に韓国の檀国大学において開催された「2015定期学術発表大会」(主催：檀国大学校付設法学研究所・韓国研究財団・法と歴史学会)において発表したものである。学術発表大会のテーマは、「法曹専門人力養成における問題と将来」であった。当日の主題としては、4つものが立てられていた。第1主題は「韓国における法曹人力養成に関する



3つの展望－次善，次悪，及び最悪－」であり，第2主題は「韓国における法曹養成のための試験制度の問題点と改善方案」であり，第3主題は「日本における法曹養成の現状と問題点」であり，第4主題は「研究倫理教育」であった。

韓国では，2009年からロースクール（韓国での名称は「法学専門大学院」）がスタートしたが，ロースクールの設置が認可された大学は，法学部を廃止するというものであった。日本では，法学部を存続しながらロースクールを立ち上げたのに対して，韓国では，アメリカ型のロースクールの定着を図ろうとした。いわゆるハイブリッド教育方式による法曹養成への転換とも思われる思い切った改革であった。しかし，法曹養成の制度改革の歪みをどのように是正していくのかは，日本だけでなく，韓国においても深刻な問題である。

なお，韓国のロースクールの状況については，楊萬植「韓国ロースクールの状況と卒業後の進路」専修大学今村法律研究室報59号（2013年）11頁以下参照。

- (2) 日高義博「ドイツ：法曹教育のための授業システム」法学教室153号（1993年）11頁以下。
- (3) 日高義博「司法制度改革と法曹教育」専修大学今村法律研究室報39号（2003年）11頁以下。
- (4) 2014年10月からは，受験回数の制限が緩和され，5年以内5回の受験が可能となっている。
- (5) 2015年6月には，さらに2校が募集停止の決定を行った。2015年9月現在では，法科大学院の存続数は47校となっている。

〔参考資料〕 中教審・大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」（2014年10月9日），文部科学省「文部科学省における法科大学院の強化と法曹養成の安定化に向けた抜本的改革の推進」（2014年11月18日）など。

**【追記】** 法相，文部科学相ら関係6閣僚による法曹養成制度改革会議は，2015年6月30日に，同会議決定として「法曹養成制度改革の更なる推進について」を出した。同決定によると，司法試験合格者数は，直近では年1800人程度を輩出されてきた現状を踏まえ，「更にこれを縮小するとしても1500人程度は輩出されるよう，必要な取組を進め」としている。毎年3000人の司法試験合格者数を輩出することを目標としてスタートした法科大学院構想は，大幅に修正されたことになる。さらに，各年度の修了者に係る累積合格率が概ね7割以上になるように充実した教育が行われることを目標にするとし，平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までの期間を法科大学院集中改革期間と位置づけている。この間，法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図るものとされている。

文部科学省は，司法試験合格率（目安として平均の50%未満），定員充足率（目安として50%未満），入学競争率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化を図るため，評価基準の改正及びその積極的な運用を促進するものとしている。さらに，客観的指標に照らし課題があると認められる法科大学院に対しては，学校教育法15条に基づき，改善勧告，変更命令，組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施することも考えられている。

法科大学院の認証評価基準として客観的指標を用いることは妥当であるが、累積合格率を7割に引き上げるといった観点から、各指標の数値を引き上げていくという方策は採られるとしたら問題である。一定数の法曹人を養成すればよいという形式的な数の論理だけに終始すると、法曹養成教育に特化した法科大学院を立ち上げ、プロセスとしての教育を行い、かつ各法科大学院の建学の精神に基づいて多様な法曹を輩出していくという理念は歪められることになるのである。

実定法の解釈・適用の術を身に付けるためには、段階的な学修が必要であり、多くの学修時間を要する。いわゆるハイブリッド教育は、質の高い法曹を養成する方法としては得策とは言えない。もちろん、司法試験の合格水準としては、従来の法解釈力のレベルをなお維持すべきだと考えるが、司法試験合格率が50%を割ったことから直ちに、50%を割った法科大学院の全てが法曹養成教育の質が低いと判断すべきではなかろう。私学にあっては、建学の精神に基づき多様な法曹を輩出することを使命として法科大学院を開設したのであり、所定の合格者数を確保することは勿論であるが、数の論理に拘泥することなく、建学の精神を体現する法曹人を永続的に輩出し続けることが重要なのである。また、私学としての法曹教育の使命を果たしている状況にあるか否かは、自らの責任において判断すべきものとする。とくに、法科大学院について学校教育法15条に基づく組織閉鎖命令の措置を実施することは、私学としての自律性を勘案し、最後の手段として慎重になされるべきである。

司法制度の改革をより実のあるものにするためにも、多様な人材を法曹に輩出することが重要であり、私学の法曹養成教育の特性を生かす工夫が必要である。また、法学部の法学教育と法科大学院の法曹教育との連結を図る工夫も考慮されるべきである。法学部での法学教育の基礎があって初めて、法科大学院の法曹教育は充実したものとなり、ひいては司法試験合格率を引き上げることに繋がることを再認識し、日本型ロースクールの改善・推進を図るべきであろう。 (2015. 9.1記)